

埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の収容定員に係る学則変更認可に係る審査基準

埼玉県所轄の私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の収容定員に係る学則変更認可について、法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

第1 基本方針

私立高等学校等の収容定員に係る学則変更認可は、当該私立高等学校等の収容定員に係る学則変更が、十分に適正な理由があり、魅力ある学校づくりに資すると認められ、かつ、変更後の収容定員が、私立学校としての特色のある教育を行うのに適正である場合で、第2以下の基準に適合するときに行うものとする。

なお、生徒急減期間中は、高等学校の収容定員増に係る学則変更については、当分の間、認可を見合わせる。

第2 収容定員増に係る学則変更認可の場合

1 施設及び設備

施設及び設備が、それぞれ、法令の規定、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に適合するものであること。

2 教職員

教職員数が、法令の規定、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に適合するものであること。

3 資金

必要な資金は原則として自己資金（借入金等収入を除く収入による資金をいう）であること。ただし、当該私立高等学校等の教育に支障がないことが確実に認められる場合に限り、その一部を自己資金以外の資金によることができる。

4 既設校

収容定員増をしようとする学校法人が埼玉県内に設置する高等学校等並びに幼稚園、専修学校又は各種学校の在學生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。また、学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

第3 収容定員減に係る学則変更認可の場合

1 校地、運動場及び校舎

生徒1人当たりの校地、運動場及び校舎の面積が増加すること。

2 教職員

生徒1人当たりの教職員数が増加すること。

第4 定員増を伴わない学科の転換及び既設学科間の収容定員の振り替えに係る学則変更認可の場合

1 校地、運動場及び校舎

生徒1人当たりの校地、運動場及び校舎の面積が減少しないこと。

2 教職員

教職員数が、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に適合するものであること。また、学科の転換及び既設学科間の収容定員の振り替えによる配置転換等が適切に措置されていること。

3 資金

必要な資金は原則として自己資金（借入金等収入を除く収入による資金をいう）であること。ただし、当該私立高等学校等の教育に支障がないことが確実に認められる場合に限り、その一部を自己資金以外の資金によることができる。

4 既設校

定員増を伴わない学科の転換及び既設学科間の収容定員の振り替えをしようとする学校法人が埼玉県内に設置する高等学校等並びに幼稚園、専修学校又は各種学校の在学生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。

また、学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

第5 計画協議等

1 高等学校等の収容定員に係る学則変更をしようとする学校法人は、あらかじめ計画協議書に必要書類を添付して知事に提出し、当該計画に対する知事の意見を聴かなければならない。

2 知事は、提示された計画協議書等の内容を審査し、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、適当であると認めるときは、設置予定者に対し設置計画を適当とする旨の回答をするものとする。

3 収容定員を削減する場合は、前記1及び2の手続きを省略することができる。

附 則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。

